公益社団法人神奈川県理学療法士会賛助会員規程

第１条（目的）

本規程は、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下「本会」という。）の賛助会員に関し、その資格、手続き、権利および遵守事項等を定め、もって賛助会員制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第２条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、本会定款第３条及び第４条に掲げる目的および事業に賛同し、これに協力する個人または団体で、定款第６条に定める入会手続を経て承認された者をいう。

第３条（本会と賛助会員の関係）

1　本会と賛助会員は相互に密接に連携し、理学療法の普及・発展に寄与するものとする。

2　本会は、賛助会員と平等に接し、相互の発展に資する情報を適宜提供する。

3　賛助会員制度の円滑な運用を図るため、本会役員と賛助会員は必要に応じ意見交換の場を設け、その内容を理事会へ報告する。

4　本会は、賛助会員に対し、本会主催事業に関する寄付・協賛等を原則として依頼しない。

第４条（手続き）

1　賛助会員の入会、退会、種別変更等は、所定の様式により届け出るものとする。

2　賛助会員の種別は、A 会員、B 会員、C 会員の３種とする。

3　入会金および会費は、定款細則Ⅰ-5 およびⅠ-6 に定める額とする。

4　会費は指定期日までに納入しなければならない。

5　年度途中の入会または退会等、の場合であっても、当該年度の会費は全額納入するものとする。

6　納入された会費は、会費収入として計上する。

第５条（賛助会員の権利）

1　本会が発行する刊行物および事業案内を受領できる。

2　本会が主催する学会・研修会の開催案内を受領できる。

3　展示会場を有する本会主催の学会・研修会において、優先的に展示を行うことができる。

4　本会主催または担当の学会・研修会における展示料について、1コマの範囲内で以下の減額を受けることができる。

A会員：無料／B会員：75％減額／C会員：50％減額

（※展示に要する実費は賛助会員負担とする。）

5　学会・研修会へ出展した場合、当該学会・研修会における参加費2名分が無料となる。

6　本会が発行する刊行物（会報）への広告掲載について、優先的な機会が与えられる。

7　A会員は、前項の広告掲載料が1コマの範囲内（A5またはA4サイズ）で無料となる（B・C会員は実費負担）。

8　本会広報誌（ニュースWeb版）への広告掲載について優先的な機会が与えられる。

9　前項の広報誌広告掲載料について、A会員およびB会員は1コマの範囲内で無料、C会員は実費負担とする。

10　本会ホームページの賛助会員一覧に掲載される。

11　本会ホームページの求人情報欄について、掲載期間3か月につき1件、会員は半額で掲載できる。

第６条（禁止行為）

賛助会員は、次の行為を行ってはならない。

1　「本会が商品・サービスを推薦・承認している」等、本会が当該商品等を推奨・保証していると誤認させる行為

2　本会の名称・社会的信用を利用し、自己の商品・事業の価値を不当に強調する行為

3　賛助会員資格を、あたかも本会の公式支援・後援があるかのように使用する行為

4　本会の名称・ロゴ等を、第三者に誤解を与える方法で表示または使用する行為

5　本会の名称・ロゴ等を広告・宣伝等に使用する場合において、本会の事前承認を得ない行為

第 7 条（措置）

賛助会員が前条に違反した場合、理事会にて次の措置を講ずることができる。

1　是正指導

2　賛助会員資格の停止

3　賛助会員資格の取消（定款第 9 条に準ずる）

第 8 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1　本規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。

2　本規程は、平成 26 年 8 月 19 日、一部改正のうえ施行する。

3　本規程は、令和 7 年 12 月 3 日、一部改正のうえ施行する。